徳倫理学とその中でのフットの Natural Goodness の位置づけ

高橋久一郎 (千葉大学)

西欧の倫理学において、「徳倫理」は(プラトンとまでは言わないが)アリストテレスに遡る。 現代においては、大きく分ければ、1)「共通善」による(相対主義を孕んだ)共同体主義、2) 「人間の固有の機能」による人間本性主義という二つの形態を取っている。

一般に徳倫理として流通しているのは、(最近ブームのサンデル自身の立場は微妙だが、サンデルの立場とされることもある)第一の立場である。歴史的な過程の中で共同体が受け入れ推奨する「共通善」との関わりで人間の善きあり方として徳、そして倫理を考える立場である。

対するにフットは、ヌスバウムなどとともに第二の立場の代表的な論者である。この立場の核にある考え方は、「一般に、生物、そして人間には「固有の機能」があり、その機能が善く働いていることが、善いこと、徳あること、そうあるべき優れたあり方をしていることである」ということにある。例えば、猫の「固有の機能」(の一部)が「ネズミを捕る」ことであるとすれば、「ネズミを捕る」ことは猫にとっての「自然本性的な(あるべき)規範的な働き」であることになり、「ネズミをよくとる猫」が「善い(優れた)猫」ということになる。こうした立場は、人間における「固有の機能」をどのように同定するかという問題をひとまず置けば、共同体論的相対主義に陥ることのない、人間にとっての倫理のあり方についてのクリアな図柄を描いている。

(ただし、第一の立場からは、「固有の機能」が論じられるのが、何故「生物種としての人間」であって、「ある共同体の成員としての人間」ではないのかと問う余地がある(だからこそ、二つの立場が生じえた)。この点には、背景にあるアリストテレスの生物学主義的「本質主義」、さらに現代的に言えば、パトナムらが論じた「自然種」をめぐる問題がかかわってくる)。

Natural Goodness が示している後期のフットの立場をさらに特徴づけるのは、人間にとっての善をめぐる議論を、ある意味では当たり前のことではあるのだが、人間の固有の機能(の重要な要素)である「理性」との関わりで論じていることにある。つまり、「行為の理由」についての「実践的合理性」という概念を基軸にし、この合理性と「道徳性」との関わりについて論じている。

合理性の基準や道徳性の基準がわれわれとは独立にあり、それに基づいてわれわれの合理性や 道徳性が問われるのではなく、合理性も道徳性もわれわれのような人間というあり方との関わり で論じられる。ここで、先に触れた「人間における「固有の機能」をどのように同定するかとい う問題」が生ずる。

この部分(第5章と6章)は、同書の中でも、最も議論の的になる部分である。というのも、 あえて言えば、「合理性と道徳性は対立することがあるのか? 対立することがある(ように見える)として、実際に対立してよいのか? 実際に対立することがあるとすれば、その場合にどの ように解決するか? つまり、どちらかを優先することができるのか? できるとすれば、その根拠は? 対立してはならないとすれば、道徳性は合理性の一部であるのか? それとも、合理性が道徳性の一部であるという(信じがたい)ことになるのか? いずれでもないとすれば、どう考えるのがよいのか?」という、道徳哲学の根本問題の一つを論じているからである。